

令和7年度事業計画

公益社団法人浦安市シルバー人材センター

令和7年度事業計画

1. はじめに

当センターの事業実績は、新型コロナウイルス感染症の影響によって令和2・3年度には大幅な減少となったものの、社会経済活動の回復に伴い令和4・5年度では持ち直しを見せています。

わが国の雇用情勢は、改善の動きがみられていますが、これまでと同様に、企業等における定年延長や再雇用の普及に起因する会員の年齢層の高齢化、シルバー世代の働き方の多様化による企業との競合、また、会員の希望職種とセンターに依頼される職種とのアンマッチによる会員不足などは、依然としてシルバー人材センター事業にとって運営課題となっています。

このほかにも、令和6年11月1日の通称フリーランス法の施行に伴い、「センター」「会員」「発注者」三者間の契約形態が、国と全国シルバー人材センター事業協会によって見直されたほか、同法に則った就業紹介を効率的に行うための環境整備が必要となるなど、実務面や財政面においてセンターに影響を及ぼしています。

このような状況下で、浦安市におけるシルバー人材センターの入会対象となり得る60歳以上の人口割合は、10年前の平成26年度末の20.7%と比較すると令和5年度末では24.0%で、3.3ポイント上昇しています。千葉県全体や近隣市と比較すると未だ低い数値となっているものの、その数値は年々増加傾向にあります。

令和5年度末におけるセンターの粗入会率は0.8%であり、近隣市センターと同等かやや低い水準となっています。また、年度末会員数は前年度末と比較して微増となっている中で、男性会員は依然として減少傾向にある一方、女性会員は増加しており、これは当センターのみならず全国的な傾向となっています。

令和6年度12月末の正会員数は306名であり、前年同月と比較し0.6%の減となっています。一方で、受注件数、配分金収入とも増加の実績となり、就業率は令和6年12月末で78.8%と、前年同月と比較して0.9ポイントの上昇となりました。

センターでは、このような課題認識を踏まえ、限られた財源の中で、就業機会の拡大と新たな会員の確保のため、以下の主要事業を展開し、事業目標の達成を目指します。

2. 事業目標

主要な事業目標を次のとおり設定します。

(1) 年度末会員数	320名
(2) 会員業務委託料(預り金)	147,976,000円
包括的契約に係る収益	24,585,000円
(3) 就業延日人員	27,000人日
(4) 就業率	80.0%
(5) 事故発生件数	0件

3. 主要事業

(1) 新たな会員の加入促進

- ① 入会促進のため、24時間視聴可能なオンラインによる入会説明会を実施することにより、入会を希望する市民の利便性を向上させ、新入会員の増加を図ります。

- ② 公民館での入会説明会を引き続き実施するとともに、より効果的な方法等について調査・検討を行います。
 - ③ 公共施設へのポスター貼付や民間メディアの有効活用を行うなど、センター事業のPRの充実を図ります。
 - ④ 既存会員の協力によるセンターへの登録の勧誘により、新入会員の増加を図ります。
 - ⑤ センターホームページに会員の就業風景や仕事の種類を掲載するなど、入会希望者に入会後の様子を分かりやすく示すことによって、新入会員の増加を図ります。
- (2) 新規就業先開拓やワークシェアの推進による未就業会員の解消
- ① 就業希望者の募集情報を会員専用サイト「Smile to Smile」に掲載することにより、未就業会員への情報提供機会の充実を図ります。
 - ② 会員の入退会状況と連動しながら民間メディアの活用などによるPRを行い、会員の就業先の確保に努めます。
 - ③ 適正就業の推進と連動しながら引き続きワークシェアの実施に努めます。
 - ④ 多様化する発注者のニーズへの対応と適正就業の推進を両立させ、会員の就業機会を確保して行くため、請負・委任にそぐわない形態の依頼については、派遣による契約を推進します。
 - ⑤ 千葉県シルバー人材センター連合会が実施する技能講習に会員が参加し、就業に必要な技能を身に付けることにより、就業機会の拡大を図ります。
- (3) 適正就業の推進
- ① シルバー人材センターにおける就業の基本である、臨時的・短期的な形態で就業が行われているか検証を行い、個々の受注の状況を考慮しながら、ワークシェアの更なる実施などを行い、基準に合致した就業の推進を図ります。
 - ② 会員が請負・委任として適正な形態で就業しているか更なる検証を行い、請負・委任にそぐわない就業については就業実態の是正あるいは派遣契約への切り替えを実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。
- (4) 安全就業体制の確立
- ① 就業中および就業途上の事故根絶を目的として、安全就業や交通安全に対する会員の意識を高めるための啓発を行います。
 - ② 会員の就業に伴う事故を未然に防止することを目的とした、「安全適正就業基準」の会員への周知および就業にあたっての遵守を徹底します。
- (5) 会員の就業マナーの向上
- ① 発注者のニーズに応え得る、就業マナーの向上を目的として、会員に対する啓発を行います。
- (6) センターの運営体制の維持
- ① 市民からの要望が多い職種うち、特に技能の必要な職種において継続的な事業運営を行うため、経験者の確保を目指すほか、潜在的な就業希望者の掘り起こしや後継会員の育成を図るため、技能講習会を開催します。